

基本計画 中間評価シート 戦略3 (試案)

戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

全体評価¹

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、計画期間2年目終盤(2020年2月)より現在に至るまで、全世界的に物理的な人の往来・接触、大規模な催物の開催等が困難となり、期間策定時に想定したものと異なる状況となっている。

よって、計画期間当初においては、国際文化交流・協力、日本博の展開等を通じた日本文化の積極的な発信が一定程度実現していたと判断されるものの、上記のとおり、新型コロナウイルスの影響を受け、国際文化交流・協力及び日本文化の発信を十分に実施することが困難な状況であり、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を実現するための政策手法の再検討を要する状況変化が生じたものと判断される。

例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催が延期され、日本博の展開についても、想定されていた形態による実施が十分にできていないなどの状況にあることから、2021年に実施された大会終了後の在り方も含め、今後の計画期間においては、新たな視点に基づく戦略の推進が必要不可欠である。

同様に、日本語教育の推進については、主な日本語学習者である外国人留学生の入国者数が新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少しているため、事業の効果を正確に判断することが困難であることに留意が必要である。

指標の状況

- ・政策評価における「測定指標」を用いている。
- ・目標値は特に記載がない場合は令和2年度における到達目標を示す。

①国際的な文化芸術事業、日本文化の対外発信、我が国のブランド力の向上

測定指標ア) 日本と諸外国との文化交流が、両国の相互理解や信頼関係が深まり、国際関係の安定につながると回答する者の割合 (目標: 50%)²

40.9% (平成30年度) → 45.1% (令和2年度)

¹ 全体評価の検討に当たっては、平成30年度以降に実施された行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)に基づく政策評価(以下「政策評価」という。)及び独立行政法人評価を参考とした。

² 文化に関する世論調査

測定指標イ) 文化遺産の国際協力において実施した事業件数 **(目標 : 12 件)** ³

11 件 (平成 29 年度) → 14 件 (令和 2 年度)

②日本博をはじめとする文化プログラムの推進

測定指標ウ) 有識者からなる「審査・評価委員会」において確認された訪日外国人旅行者数が目標値の 80%以上となった事業者の割合 **(目標 : 80%)** ⁴

50.6% (令和元年度) → 調査中 (令和 2 年度)

※新型コロナウイルス感染拡大の影響を強く受けているものと推察される。

③日本語教育の振興

測定指標ア) 在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合 **(目標 : 10%)** ⁵

9.4% (平成 29 年度) → 9.5% (令和元年度) → 5.6% (令和 2 年度)

測定指標イ) 国内の日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の増加割合 **(目標 : △1.6%)** ⁶

10.0% (平成 29 年度) → 7.0% (令和元年度) → △4.2% (令和 2 年度)

測定指標ウ) 日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数 **(目標 : 30,694 名)** ⁷

27,056 名 (平成 29 年度) → 31,826 名 (令和元年度) → 26,155 名 (令和 2 年度)

※新型コロナウイルス感染拡大の影響を強く受けているものと推察される。

④文化芸術によるイノベーション創出・国家ブランド構築 (戦略 2 における主要な測定指標)

測定指標ア) 文化経済産業の経済規模 (文化 GDP) **(目標 : 令和 7 年度に 18 兆円)** ⁸

約 8.9 兆円 (平成 28 年度) → 調査中

測定指標イ) アート市場規模の拡大 **(目標 : 7%)** ⁹

3.6% (平成 29 年度) → 4.3% (令和 2 年度)

※計画の策定後、文化統計に関する新たな測定手法の作成に関する国際的な議論の深化がなされているところ。

³ 文化庁調べ

⁴ 「主催・共催型」「公募助成型」プロジェクトの各事業者別報告書

⁵ 文化庁「国内における日本語教育の概要」、法務省「在留外国人統計」

⁶ 文化庁「国内における日本語教育の概要」、法務省「在留外国人統計」

⁷ 文化庁「国内における日本語教育の概要」

⁸ 文化庁「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関する調査」

⁹ 日本のアート産業に関する市場レポート 2020 (一般社団法人 アート東京)、The Art Basel and UBS Global Art Market Report 2021

⑤文化資源を活用した付加価値創出（観光等）（戦略2における主要な測定指標）

測定指標ア）整備を実施した観光拠点における外国人旅行者の満足度（目標：90%）¹⁰

71.3%（令和元年度）→調査中（令和2年度）

測定指標イ）整備を実施した観光拠点における訪日外国人旅行者数の目標値の達成度（目標：80%）¹¹

調査中（令和元年度）→調査中（令和2年度）

測定指標ウ）文化財を核とする観光拠点数（目標：200箇所）¹²

139箇所（平成29年度）→234箇所（令和2年度）

※新型コロナウイルス感染拡大の影響を強く受けているものと推察される。

⑥文化芸術活動の振興（戦略1における主要な測定指標）

測定指標ア）：「日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げる国民の割合」（目標：60%）¹³

47.1%（平成29年度）→53.3%（令和2年度）

測定指標イ）新進芸術家海外研修制度により研修した者で、国内外で活躍している者の輩出（目標：毎年度、新進芸術家海外研修制度の研修終了者の中から、国内外の著名なコンクールや賞の受賞者を輩出する。）¹⁴

例年、研修修了者の中から、ローザンヌ国際バレエコンクールやヨハネス・ブラームス国際コンクール等の、各分野において権威ある国際コンクールでの入賞者が多数輩出されている。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響を強く受けているものと推察される。

⑦美術館、博物館の充実（戦略6における主要な測定指標）

測定指標ア）：博物館の入場者数・利用者数の増加（目標：1.29億人）¹⁵

1.42億人（平成29年度）→1.42億人（令和2年度）

※新型コロナウイルス感染拡大の影響を強く受けているものと推察される

グッドプラクティスの例（別紙）※令和元年度までの取組を掲載

①日本語教育の振興

ア）地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

イ）日本語教室空白地域解消の推進等

¹⁰ 文化庁調べ

¹¹ 文化庁調べ

¹² 文化庁調べ

¹³ 社会意識に関する世論調査

¹⁴ 文化庁調べ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、派遣人数が減少している。

¹⁵ 社会教育調査調（3年ごとに実施。なお、直近年度の実績値は直近の調査結果の数値であり、当該年度の実績とは異なる。）

主な取組

(法改正)

【令和元年度】

- ・日本語教育の推進に関する法律の成立
- ・日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与するもの。

【令和2年度】

- ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の成立
文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずるもの。

(税制改正)

【令和元年度】

- ・一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設

【令和2年度】

- ・美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充

(事業)

(国際的な文化芸術事業、日本文化の対外発信、我が国のブランド力の向上)

文化経済戦略の推進、芸術家・文化人等による日本文化発信・相互交流、国際文化ネットワークの構築及び文化多様性の保護・促進への対応、国際文化交流・協力の推進、文化芸術の海外発信拠点形成、東アジア文化交流推進、文化財の国際協力の推進

(日本博をはじめとする文化プログラムの推進)

「日本博」を契機とした文化資源による観光インバウンドの拡充（国際観光旅客税財源）、我が国の文化芸術の創造力向上と国際的発信の推進、文化芸術創造拠点形成、外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律

(外国人に対する日本語教育の推進)

外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業、「生活者としての外国人」のための日本語教育空白地域解消推進事業、地域日本語教育実践プログラム、日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業

課題

・日本博をはじめとする文化プログラムの推進について、本評価期間に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする状況の変化等を踏まえ、現状のプログラムの開催を支援しつつ、並行してウィズコロナ時代にどのように施策を展開すべきかについて検討を進める必要がある。

・外国人に対する日本語教育の振興について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外国人の入国も激減していることから、指標に基づく事業執行の判断が困難となっており、ウィズコロナ時代の新たな方向性や留意点につき、検討を進める必要がある。

・文化資源を活用した付加価値創出（観光等）については、本評価期間の間に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国を訪れる外国人観光客は大幅に減少していることから、ウィズコロナ時代を見据えた文化観光の推進方策について、慎重に検討を進める必要がある。

今後の方向性

指標の達成状況については、目標を達成しているものも見受けられるものの、文化観光の推進や、日本博の開催、外国人に対する日本語教育の振興などの分野については、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、目標に達していないか、コロナ以前との比較が適切でないものが多くなっている。

残された第1期計画期間中においては、感染拡大防止策を適切に講じつつ、計画していた取組を継続して行うことにより、「国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献」の実現を図ることとなる。

なお、第2期文化芸術推進基本計画の策定に当たっては、各事業を通じた社会への還元など、現在設定している目標や指標とは異なる観点も含め、本中間評価に基づき、各目標や指標の在り方について慎重な検討を行う必要がある。その際も、本中間評価における評価と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を適切に反映させるよう配慮が必要である。

戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

- 国際社会において我が国の国家ブランドを構築していくに当たっては、外国人が「クール」と捉える日本固有の魅力や海外における日本の文化資源、優れた日本のコンテンツ等を含め我が国の優れた文化芸術を、在外公館等も活用しつつ、戦略的かつ積極的に発信し、我が国の存在感の確保、対日理解の醸成など文化芸術を通じた相互理解、親日層の形成等を図っていく。このことは、親日国の形成、親日的な雰囲気醸成など文化外交上の目的にも資するとともに、日本製品の輸出拡大、インバウンド観光（訪日外国人観光）の促進など地方創生にもつながるものである。
- 優れた文化プログラムや訪日プロモーション、国立公園の情報発信等を通じて文化芸術を目的に海外から多くの方が我が国を訪れ地域で国際交流が行われることは、文化芸術を通じた相互理解につながるとともに、国家ブランディングにも貢献するものである。このため、文化施設や地域観光資源等の多言語化対応を進めることが重要であるとともに、関係機関等と連携し、訪日外国人が文化芸術に触れる機会を増やすことを目指す。
- 2020年東京大会開催は我が国の文化を世界に発信する好機である。この機会を捉え、我が国の文化の魅力を世界にアピールするに足る、独創性、多様性、国際性にあふれた質の高い文化プロジェクトを推進する。
- 2020年東京大会をはじめとする一連の大型スポーツ・イベントと文化芸術事業を連動させ、相乗効果を図ることや、外交上の周年事業や、首脳間の合意等に基づき、効果を最大とするような時期及び国・地域にて、戦略的に大規模な文化事業を展開する。
- 全国各地における海外の芸術家等の受入れや文化プログラムを実施し、地域における文化活動の活性化を図るとともに、世界の幅広い地域への我が国の文化人・芸術家等の派遣等や、海外での日本文化紹介・発信事業を通じて、我が国が有する多様な文化芸術（伝統芸能、日本美術、和食、伝統的工芸品、茶道、華道、マンガ及びアニメ等）への理解を促進するため積極的に相互交流・対外発信を行う。
- メディア芸術分野においては、優れた文化的価値を有する我が国のメディア芸術作品の振興を通じて日本ブランドを構築するとともに、国内外におけるメディア芸術の認知度を高めること、メディア芸術と他分野との連携を通じた地方創生、共生社会を実現する。

- 美術分野については、トリエンナーレ¹⁶等の芸術祭の開催や芸術家・文化人・学芸員、美術館、博物館等とのネットワーク形成、海外の美術館への支援、海外における展覧会の開催、解説等の多言語化対応の推進等を通じて、我が国の優れた作品の情報発信を海外に積極的に行う。
- 日本語学習者については、海外では約 366 万人（平成 27 年）、国内では約 22 万人（平成 28 年）となっており、多くの人々が国内外で日本語を学んでいる。先述（目標 3 参照）のとおり、日本語学習者は、我が国の社会や文化の良き理解者として、我が国と外国との友好関係を構築する橋渡し役となり、日本文化の国際的な発信者となることが期待されている。国内外で日本語学習環境を整備し、日本語教育人材の資質・能力の向上を図るなど質の高い日本語教育を提供していく。
- 第 4 回日中韓文化大臣会合で合意された「上海行動プログラム」に基づき平成 26 年以降進められてきた日中韓文化都市交流については、日中韓 3 か国で選定した都市において、交流を行いつつ、様々な文化芸術活動動を実施してきたところであり、今後も日中韓を中核として、東アジア圏の都市間の文化のネットワークの更なる充実を図る。また、東南アジア諸国連合（ASEAN）や欧州都市との連携に取り組む。
- 文化芸術における国際協力については、我が国の知見を生かした文化遺産国際協力を推進し、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献する。
- 著作権等については、著作権侵害発生国政府機関や関係機関との協力等により、開発途上国の著作権制度整備に貢献するほか、海外において、著作権に関する普及啓発、著作権侵害対策を講ずるとともに、正規版コンテンツの流通を促進していく。

¹⁶ 3年に一度行われる芸術祭のこと。

戦略3 関連

- 2020年東京大会を一つの契機に、世界における日本の芸術文化への関心と評価を高めるため、世界水準の公演等の実施に合わせて、各種の戦略的な施策を展開し、芸術文化に対する投資が一定の経済効果を生み、新しい投資に循環することが期待できるよう、文化による国家ブランド戦略の構築と社会的・経済的価値等の創出を図る。
- 外交上の周年事業や大型スポーツイベント等との連動による相乗効果の高い国際的な文化芸術事業、日本の文化人・芸術家等の海外派遣による日本文化の対外発信、及び国内外の文化人・芸術家等の相互交流事業の実施により、国際文化交流を推進する。また、文化芸術を通じた国際的な都市間連携を図るため、日中韓を中心とした東アジアの都市における取組を推進する。
- 全国の自治体や芸術家等と連携して、「beyond2020プログラム」等の文化プログラムを推進し、日本文化の魅力を発信するとともに、地域活性化や共生社会の構築を促進する。
- 2020年東京大会とその後を見据え、日本全国で開催されている文化芸術事業を充実・発展させ、民間企業や関連分野と連携して、継続的に世界へアピールできる国際的な文化芸術の発信拠点を形成する取組を支援する。
- アニメ、マンガ、ゲーム等といったコンテンツ、伝統芸能などの日本の魅力を^い活かし、我が国の経済成長につなげるため、クールジャパンの効果的な発信・展開、インバウンド、人材育成・拠点構築等の基盤整備、官民・異業種間の連携等を促進するとともに、クールジャパンの本質の解明や海外人材の受入れによりクールジャパン戦略の深化を図る。
- 放送事業者等と、他分野・他産業、地方公共団体等の関係者が協力し、放送コンテンツを制作、海外発信する取組等を支援する。
- 日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信を、ジャパン・ハウスや専門家派遣等を通じ、オールジャパンの体制で行う。
- 我が国の存在感の確保、対日理解の促進、親日層の形成等を目的として、在外公館等を通じて日本文化の紹介・発信を行う。また、選定周年国を対象とした大型文化事業や、ジャポニスム2018等大規模な文化事業を集中的に実施する。
- 国際交流基金を通じて、海外における日本語普及、文化芸術交流、日本研究・知的交流に資する事業を実施する。
- 国際交流基金を通じて、広範な層に対して影響力のある放送コンテンツについて、相手国のニーズも踏まえつつ途上国等の放送事業者に対し素材を提供し、多くの人々がテレビ放送等を通じて我が国の社会・文化等に親しむ機会を拡大する。
- 中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するとともに、国際映画祭など国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促

進する。また、国際交流基金を通じて、日本映画の認知度向上を図るべく、ASEAN10 各国、中国、ロシア及び豪州を中心に日本映画祭を継続的に実施する。

- 我が国の優れた音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術を世界に発信するため、海外発信力のあるイベントの開催、海外の音楽祭や演劇祭への参加、国内における舞台芸術イベントの開催、海外の芸術団体との共同制作などの取組を一層推進する。
- 70年以上開催してきた我が国の舞台芸術の祭典である文化庁芸術祭について、全国的な芸術祭としての質的充実を図るとともに、優れた芸術家・芸術活動の顕彰や、新進芸術家の登竜門として、我が国の舞台芸術水準の向上のみならず、国家ブランド向上にも資するよう充実を図る。
- 映画の海外展開促進のため、国際共同製作の基盤整備、ロケ地情報の国内外への発信、日本映画の海外映画祭への出品支援等を推進する。また、我が国を代表する国際映画祭である東京国際映画祭を含め、我が国における各種映画祭の普及・発信機能の充実を図る。
- 日本映画の海外映画祭への出品支援や、海外において日本映画の特別上映や人材育成につながる交流事業を実施するなど、諸外国への発信を強化する。
- 最新のテクノロジーを取り入れたメディアアートなど、新しい芸術分野を活用した創作活動の推進を通じて、我が国のメディア芸術の発信力を強化する。
- 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加に対して戦略的に支援するとともに、メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。
- 優れたメディア芸術作品を海外へ戦略的に発信するとともに、日本のメディア芸術に対する海外の評価の把握を行いつつ、国際文化交流や我が国文化への理解の促進を図る。
- アニメやマンガの舞台となった場所を観光客等が訪れるメディア芸術ツアーにつながるようなコンテンツの創作支援の促進を図るなど、観光振興や地方創生に貢献する取組を推進する。
- 魅力ある日本文化を海外に幅広く紹介するため、日本文学作品の翻訳者の育成に努めるとともに、インターネット等を活用した日本文化の総合的な情報発信を図る。
- 日本全国で開催される芸術祭や地域の行事を核とした文化芸術事業が充実・発展するよう、地方公共団体が民間企業とも提携しつつ、観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と有機的な連携を図る取組を促進する。
- 地域の文化拠点であり、文化芸術の継承、創造、発信する場である劇場、音楽堂等の活性化を図るとともに、劇場、音楽堂等の専門的人材の養成・確保に向けた支援を行う。
- 地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ、「衣・食・住」に係る文化をはじめ我が国の生活に根ざした暮らしの文化について基本的調査を実施するとともに、その振興を図る。
- 我が国に存在する国内外に誇るべき歴史上・芸術上・学術上価値の高い文化財の指定等

を行うとともに、積極的な情報発信を進める。

- 文化財の多言語解説の在り方等に関する国の基本的な考え方を示し、地方公共団体は、文化財の分かりやすい解説や多言語化等によりその魅力発信に努めることが期待される。
- 劇場、音楽堂等において、外国人旅行者が実演芸術に気軽に触れることができるよう、多言語化対応を促す。
- 美術館、博物館において、外国人旅行者が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、解説の多言語化対応の推進・改善を促す。
- 我が国の美術振興の中心的拠点として、国民の感性を育み、新しい芸術創造活動を推進するため、独立行政法人国立美術館の機能の充実を図る。特に、多言語化、開館時間の延長等の充実を図るなど、地域活性化・観光振興につながる取組を促進する。
- 我が国の優れた文化財を海外に向けて広く紹介するため、海外の美術館・博物館と国内の文化財所有者、管理団体、美術館・博物館と協力し、海外において日本の美術品に係る展覧会の開催や、研究員、学芸員等の交流によるネットワークの構築により、日本文化の歴史的・芸術的・学術的な魅力発信、我が国の学芸員等の国際的な発信力向上を推進する。
- 「日本遺産（Japan Heritage）」を認定し、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で国内外に戦略的に発信するなど、地域の複数の文化財を総合的かつ一体として活用する取組を支援する。
- 地域の魅力を国内外に発信し、訪日外国人の増加や国の観光活性化を図るため、スポーツツーリズムと文化芸術要素を融合させた「スポーツ文化ツーリズム」の掘り起こしや拡大を図る。
- 既存市場の確保に加え、欧米豪、富裕層、若年層などの新しい市場の開拓等のため、日本の伝統文化や歴史的資源等を活用した訪日プロモーションを実施する。
- 国際会議やミーティング、インセンティブ旅行、イベント等の MICE¹⁷開催に当たって、博物館や美術館、歴史的建造物等のユニークベニユーの利活用を推進する。
- 訪日外国人に対して地域観光資源の魅力を発信するため、解説文作成に対する専門人材の派遣やノウハウ提供等の支援を通じ、また関係省庁とも連携し、地域の多言語解説整備を支援する。
- 修復・改修や集中的な剪定・植え替え^{せん}などが必要な海外日本庭園の修復に係るモデル事業を実施し、外国人技術者にも分かりやすい維持管理マニュアルの整備等を通じ、海外における日本庭園の修復体制の構築を図る。
- 日本の国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化に向け、地域の文化や歴史

¹⁷ Meeting（企業等のミーティング）、Incentive（企業等の報奨・研修旅行）、Convention（国際会議）、Exhibition/Event（展示会・イベント）の総称。

などとも連携しつつ、国立公園における体験プログラムの充実や基盤的な公園施設の整備等を行うとともに、国立公園の魅力を国内外に広く発信する。

- 教育・科学・文化の協力と交流を通じた国際平和と人類の福祉の促進というユネスコの目的を実現するため、「ユネスコ活動に関する法律」（平成 27 年法律第 207 号）に基づき、文化活動を含めた国内外のユネスコ活動を推進する。
- 地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産への推薦・登録を積極的に推進していくとともに、これらの文化遺産を含めた文化的な遺産としての価値を持つものの適切な保存・活用・継承等に取り組む。
- 人類共通の財産である海外の有形・無形の文化遺産保護等を対象として、我が国の高度な知識・技術・経験を活用した国際協力を充実する。
- 「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 97 号）に基づき、文化遺産国際協力コンソーシアムを中心に、国内外の関係機関が連携し、有形・無形の両分野における文化遺産国際協力を推進する。
- 日本語教育の関係府省・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進する体制の整備・充実を図る。
- 日本語教育施策の企画立案に必要な調査研究を関係機関との連携・協力を図りつつ実施し、その成果を広く周知するとともに、日本語教育の指導内容・方法等の調査研究、日本語教育に関する教材等の開発及び提供、日本語教育に携わる人材の養成・研修の充実による高い資質能力を有する人材の確保を図る。また、これらを通じて、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上を図る。
- 地方公共団体や日本語教育関係団体等との連携・協力により、地域の実情に応じた日本語教室の開設及び地域における日本語教育の推進・連携体制の構築・強化など、地域における日本語教育の充実を図り、国内に居住する外国人等の日常生活に必要とされる日本語能力の向上を図る。
- 国際交流基金を通じて、日本語教育専門家等の海外派遣及び海外の日本語教師等の招聘^{へい}研修等を通じた海外における日本語教育環境の整備を推進するとともに、インターネット等の情報通信技術を活用した日本語教材・日本語教育関係情報の海外への提供を推進する。
- 海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し、文化的創作活動や国際文化交流を推進するため、世界知的所有権機関（WIPO）と協同した著作権等制度整備支援に係る取組のほか、侵害発生国等への働き掛け、侵害発生国・地域における著作権処理団体の育成及び海賊版取締りの強化の支援、権利者による権利行使支援、侵害発生国・地域における著作権普及啓発、官民連携の強化、諸外国との連携の強化等を行う。また、深刻化するインターネット上で行われる国境を越えた著作権侵害等に対応するための制度整備等の方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

別紙

文化芸術推進基本計画（第1期） 中間評価
グッドプラクティス

◆ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業（令和元年度より事業開始）

【実施主体】

兵庫県

【概要・主な取組内容】

- 地域日本語教育の総合的な体制の要素として、司令塔としての「総合調整会議（有識者会議）」、「総括コーディネーター」、「地域日本語教育コーディネーター」を新たに配置。
 - ・総合調整会議の設置：（R1）新たに設置（年度内2回開催）
 - ・総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターの配置：（R1）4名を新たに配置
- 日本語学習を希望する外国人県民が、生活に必要な日本語を身に付けることを目的とし、モデル日本語教室や人材育成研修を実施。
 - ・日本語教室の開催：（R1）220回開催（延べ250人程度参加）
- 県内の日本語教育を推進するため、市町を対象としたシンポジウム、地域住民参加型のイベントを開催。
 - ・シンポジウムの開催：（R1）1回開催（46人参加）
 - ・イベントの開催：（R1）2回開催（延べ240人程度参加）

【評価点】

当該地域の日本語教室では、日本語がほとんどできない外国人の受け入れ態勢が整備できておらず、継続した日本語学習を促進できていないことが課題となっている。そこで、日本語学習を始めたばかりの外国人を対象とし、日本語教師による学習初期の日本語指導を行う「初期日本語教育」を実施した。実施の際には開催地の市町村と連携することで、日本語教室の実施だけではなく、学習の対象者を円滑に受け入れる体制を構築することとし、モデル事業として2地域において展開した。

さらには、市町村だけではなく、民間団体が運営する日本語教室と情報・課題共有や意見交換を行うことで、連携しながら支援を進めている。また、県内市町への周知や、企業、地域住民と積極的に関わりながら事業を進めており、モデル事業の普及を図るとともに継続的な日本語教育環境整備のための取組を実施している。

◆ 日本語教室空白地域解消の推進等

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

(1) 地域日本語教育スタートアッププログラム

【実施主体】

佐賀県嬉野市

【概要・主な取組内容】

- 日本語教室を含む「カフェこくさいじん」という活動を中心に地元コーディネーターの育成に努め、嬉野市在住の外国人や彼らに関わる日本人のニーズに即した日本語教育体制を創出している。
 - ・コーディネーターの配置：事業実施以前（H28）0人 → 事業実施後（R1）5人
- 年間20回程度の日本語教室の実施のほか、地域のお祭りやイベントなどに積極的に参加することで地元住民や地域文化の体験を促している。
 - ・日本語教室の開催：事業実施以前（H28）0回
→ 事業実施後（R1）23回開催（月2回程度実施、延200人程度参加）

【評価点】

市内で生活する外国人に対しそのニーズを調査した上で、彼らが抱える生活上の課題（災害時の対応、病院への受診など）に対して工夫を凝らして対応している。また、彼らの日本語学習環境を整備するコーディネーター等を育成を佐賀県や大学などと連携しながら進め、定期的に日本語教室を開催することに成功している。さらに、地域のお祭りなどのイベントへの参加や地元特産品農家との交流を通じて、地域住民や地域文化への理解を促進することで、外国人と地域住民との相互理解を深めることも進めている。

(2) 日本語学習サイトの運営

【実施主体】

文化庁

【概要・主な取組内容】

日本語教室がなく日本語学習機会を得られない外国人に対して、ICTを活用した日本語学習教材を開発・公開し、学習機会を提供する。

- ・日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（6言語）の開発・公開（令和2年6月）

▼ 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」
（日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）

